

令和2年中における少年非行の概況

- 1 概要
- 2 非行少年等検挙・補導状況
- 3 刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合
- 4 少年(刑法)の罪種別検挙・補導状況
- 5 少年(刑法)の学職別検挙・補導状況
- 6 不良行為少年の行為別補導状況
- 7 不良行為少年の学職別補導状況

1 概要

- ★ 非行少年等の検挙・補導人員は3,761人で、前年に比べ1,467人(28.1%)減少しています。
- ★ 刑法による少年の検挙・補導人員は276人で、前年に比べ26人(8.6%)減少しています。
- ★ 刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合は9.4%で、前年に比べ0.1ポイント減少しています。
- ★ 刑法により検挙・補導された少年のうち中・高校生は122人で、前年に比べ32人(20.8%)減少しているものの、依然として刑法による検挙・補導少年の主流(44.2%)となっています。
- ★ 刑法犯少年の再犯者率は28.8%で、前年に比べ5.9ポイント減少しています。
- ★ 不良行為少年は3,409人で、前年に比べ1,446人(29.8%)減少しています。
- ★ 不良行為少年の行為別では深夜はいかいと不健全娯楽で全体の71.6%を占めています。
- ★ 不良行為少年のうち、中・高校生は2,705人で、全体の79.3%を占めています。

2 非行少年等検挙・補導状況

年別\区分	総数 (人)	刑 法			特 別 法			◁犯少年	不良行為 少年
		計	刑法犯 少年	触法少年	計	特別法犯 少年	触法少年		
令和2年	3,761 (1,148)	276 (49)	226 (35)	50 (14)	75 (1)	67 (1)	8 (0)	1 (0)	3,409 (1,098)
令和元年	5,228 (1,828)	302 (42)	245 (36)	57 (6)	66 (8)	59 (8)	7 (0)	5 (3)	4,855 (1,775)
増 減	△1,467 (△680)	△26 (7)	△19 (△1)	△7 (8)	9 (△7)	8 (△7)	1 (0)	△4 (△3)	△1,446 (△677)
増 減 率 (%)	△28.1 (△37.2)	△8.6 (16.7)	△7.8 (△2.8)	△12.3 (133.3)	13.6 (△87.5)	13.6 (△87.5)	14.3 (0)	△80.0 (△100)	△29.8 (△38.1)

注：()内は内数で女子を示す。
注：△は減少を示す。以下同じ。

3 刑法による検挙・補導人員に占める少年の割合

年別\区分	刑法による検挙・補導人員			少年の割合(%)
	総数(人)	少年	成人	
令和2年	2,922	276	2,646	9.4
令和元年	3,170	302	2,868	9.5
増 減	△248	△26	△222	
増減率(%)	△7.8	△8.6	△7.7	-0.1ポイント

[このページの先頭へ](#)

4 少年(刑法)の罪種別検挙・補導状況

年別\区分	総数(人)	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和2年	276	12	51	154	18	6	35
令和元年	302	2	52	175	16	5	52
増 減	△26	10	△1	△21	2	1	△17
増減率(%)	△8.6	500.0	△1.9	△12.0	12.5	20.0	△32.7

5 少年(刑法)の学職別検挙・補導状況

年別\区分	総数 (人)	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年
令和2年	276	33	36	86	23	71	27
令和元年	302	33	65	89	18	69	28
増減	△26	0	△29	△3	5	2	△1
増減率(%)	△8.6	0.0	△44.6	△3.4	27.8	2.9	△3.6

6 不良行為少年の行為別補導状況

年別\区分	総数 (人)	深夜 はいかい	喫煙	飲酒	不健全 娯楽	粗暴行為	その他
令和2年	3,409 (1,098)	1,712 (432)	376 (33)	79 (19)	729 (453)	172 (19)	341 (142)
令和元年	4,855 (1,775)	2,139 (541)	438 (62)	112 (30)	1,458 (902)	174 (22)	534 (218)
増数	△1,446 (△677)	△427 (△109)	△62 (△29)	△33 (△11)	△729 (△449)	△2 (△3)	△193 (△76)
増減率 (%)	△29.8 (△38.1)	△20.0 (△20.1)	△14.2 (△46.8)	△29.5 (△36.7)	△50.0 (△49.8)	△1.1 (△13.6)	△36.1 (△34.9)

[このページの先頭へ](#)

7 不良行為少年の学職別補導状況

年別\区分	総数(人)	小学生 以下	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年
令和2年	3,409 (1,098)	123 (26)	468 (172)	2,237 (790)	59 (14)	307 (48)	215 (48)
令和元年	4,855 (1,775)	138 (27)	801 (358)	3,044 (1,244)	49 (13)	524 (61)	299 (72)
増減	△1,446 (△677)	△15 (△1)	△333 (△186)	△807 (△454)	10 (1)	△217 (△13)	△84 (△24)
増減率 (%)	△29.8 (△38.1)	△10.9 (△3.7)	△41.6 (△52.0)	△26.5 (△36.5)	20.4 (7.9)	△41.4 (△21.3)	△28.1 (△33.3)

用語例

- ◎ 犯罪少年…罪を犯した少年をいう。
- ◎ 触法少年…14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ◎ 刑法犯少年…刑法の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上で20歳未満の少年をいう。
- ◎ 触法少年(刑法)…刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ◎ 特別法犯少年…特別法の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上で20歳未満の少年をいう。
- ◎ 触法少年(特別法)…特別法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ◎ ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の理由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- ◎ 非行少年…犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- ◎ 非行少年等…非行少年及び不良行為少年をいう。
- ◎ 不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

[宮城県警察TOPへ](#)
[宮城県警察のしくみTOPへ](#)